

流山市農業委員会  
平成22年第3回  
総会議事録

平成22年3月25日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会平成22年3月総会議事録

1 期 日 平成22年3月25日(木)

2 場 所 流山市役所305会議室

3 議長名 高市 正義

4 出席委員(14名)

2番 藤井 俊行	4番 中村 敏則
5番 大作 榮	6番 根本 隆
7番 小林 常男	8番 須郷 英夫
9番 水代 啓司	10番 渋谷 辰夫
11番 戸部 源房	12番 秋間 高義
13番 石井 勇	14番 大塚 侃
15番 吉田 松衛	16番 高市 正義

5 欠席委員(2名)

1番 水野 敬久	3番 坂巻 忠志
----------	----------

6 書記名 臨時職員 乗松 健

7 事務局 事務局長 池田 孝  
事務局次長 岡田 敏夫  
事務局次長補佐 吉田 勝実

8 会議目次

- (1) 議案第 8号 農地法第3条の規定による許可申請について(市許可) ..... 1
- (2) 議案第 9号 農地法第3条の規定による許可申請について(県許可) ..... 5
- (3) 議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用) ..... 9
- (4) 議案第11号 農用地利用集積計画の決定について ..... 11
- (5) 議案第12号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について ..... 14
- (6) 議案第13号 地目変更登記申請に係る登記官からの照会について ..... 16

( 7 ) 報告第 6 号	合意解約の通知について	1 7
( 8 ) 報告第 7 号	生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について	1 7
( 9 ) 報告第 8 号	農地法第 5 条許可に伴う工事の進捗状況について	1 8
( 1 0 ) 報告第 9 号	認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について	1 9
( 1 1 ) 報告第 1 0 号	専決処理の報告について	2 0

開会 午後 1 時 3 4 分

高市議長 ただいまから平成 2 2 年第 3 回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員 1 3 名、欠席委員は 3 名であります。

よって定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

なお、1 番水野委員と 3 番坂巻委員から欠席の旨届出がありましたので、御報告いたします。

次に、本日の議事録署名委員を指名いたします。流山市農業委員会会議規則第 1 4 条第 1 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

異議なしと認めます。

1 3 番石井委員、1 4 番大塚委員を指名いたします。

次に、会議の書記の指名を行います。

本日の会議の書記として乗松臨時職員を任命いたします。

次に本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。

吉田次長補佐

吉田次長補佐 本日御審議いただく案件といたしましては、お手元に配布させていただいております議案書の中の会議目次を御覧いただきたいと思いますが、議案第 8 号の「農地法第 3 条の規定による許可申請について(市許可)」から議案第 1 3 号の「地目変更登記申請に係る登記官からの照会について」までの 6 つの案件について御審議をいただきたいと存じます。

また、報告事項といたしまして、報告第 6 号の「合意解約の通知について」から報告第 1 0 号「専決処理の報告について」の 5 つの事項について報告させていただきたいと存じます。

以上でございます。

高市議長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

高市議長 なしと認めます。

これより議事に入ります。

高市議長 それでは、議案第 8 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について(市許可)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

吉田次長補佐。

吉田次長補佐 それでは、議案書の1ページでございます。

議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について（市許可）

農地法第3条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成22年3月25日提出 流山市農業委員長 高市 正義

今月の市扱いの3条許可申請は、3件でございます。

始めに、1番でございますが、申請地は流山市平方の田、1筆、1,031㎡でございます。

議案案内図は1ページでございます。

譲受人は市内で農業等を営んでおりまして、経営規模の拡大を図るため、農地を購入しようとするものでございます。

次に2番でございますが、申請地は流山市西深井の畑、1筆、340㎡でございます。

議案案内図は2ページでございます。

譲受人は市内で農業を営んでおりまして、経営規模の拡大を図るため、農地を購入しようとするものでございます。

次に、3番でございますが、申請地は流山市向小金三丁目の畑、12筆、24,519㎡でございます。

議案案内図は3ページでございます。

譲受人は市内で農業関連事業を営んでおりまして、法人による農業経営を行うため、農地を借り入れしようとするものでございます。

以上でございます。

（午後1時37分秋間委員入室）

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。

大塚委員長。

大塚委員長 議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について（市許可）」について御報告いたします。

本案につきましては、現地調査と関係者からのヒアリングを行い審議いたしました。

最初に1番でありまして、申請地は西深井にある流山工業団地の南側、約800メートルに位置している水田で、現況は耕起が行われておりました。

次に、申請理由については、経営規模の拡大を図るためであります。

なお、権利者と義務者は親戚にあたり、義務者は東京に住んでいて高齢でもあるため、申請地の管理は今までも権利者が行っていたとのことであります。

次に、申請者の営農状況であります。権利者の耕作面積は約87アールで、農業は権利者を含め3人で従事しております。

また、耕作については、今後も申請地を含め引き続き耕作を続けていきたいということでありました。

次に2番であります。申請地は西深井にある流山工業団地の南側、約500メートルに位置している畑で、現況は耕起が行われておりました。

次に、申請理由については、経営規模の拡大を図るためであります。

なお、今回の申請地の東側に隣接している畑は、権利者が所有している農地でしたので、申請地を含め一団の農地として利用していくことができるものであります。

次に、申請者の営農状況であります。権利者の耕作面積は約1.3ヘクタールで、農業は権利者を含め2人で従事しております。

また、耕作については、今後も申請地を含め引き続き耕作を続けていきたいということでありました。

次に3番であります。申請地は向小金小学校の東側、約300メートルに位置している畑で、ここでは、ブドウやキュウイフルーツなどの果樹畑のほか、アスパラのハウス栽培や体験農園用地として活用されておりました。また、向小金保育所の東側、約100メートルに位置している畑では、耕起が行われておりました。

次に、申請者についてであります。権利者は果樹のもぎ取りや農産物の直売所、レストラン、体験農園などの農業を中心とした業務を行う会社として平成20年に設立された会社であります。

また、今回の申請にあたりましては、権利者の法人は農業生産法人の要件を備えております。この農業生産法人の主な要件としては、「定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがあること」、「法人の主たる事業が農業であること」、「法人の構成員は、農地等を提供した個人または、農業に年間150日以上従事する者などであること」、「農業の常時従事者が執行役員の過半数を占め、その者は年間60日以上農作業に従事すること」などがあります。

申請理由としては、今後は県の補助金活用することなども考え、個人経営から農業生産法人による経営に移行していきたいというものであります。

次に、今後の営農計画についてですが、主なものとしては、ブドウが約50アール、キュウイフルーツが約30アール、体験農園が約50アール、その他、根菜類や葉物野菜、また、果樹全般の作付けを行う計画でありました。

また、農業に従事する人は、会社の代表者のほか、従業員3名とアルバイトなどを雇用しております。農器具についてもトラクターやスプレーヤー、

ユンボなど、さまざまな機材を所有しておりました。

次に、販売計画についてですが、収穫した野菜は、直売所や会社のレストランの食材とするなど、すべて自販とする計画でありました。この点については、すでに販売実績もあり、今後の長期的な計画を立て、採算性の確保と安定的な経営に努めたいとのことでありました。

最後に、契約内容と営農方法について確認いたしました。

まず、契約期間については、農地が市街化区域にあることから地代も変化するため、1年ごとに更新するものでありました。また、営農方法については、周囲に住宅地もあるため十分注意しながら、有機栽培と低農薬で行っていきたいということでありました。

以上のことをもとに審議しましたところ、本案については、農地法第3条第2項の各号に該当しないこと。また、本案の3番については、農地法第2条第3項の法人要件を備えていることから、全会一致をもって、許可相当という結論に達しました。

以上でございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 これをもって、委員長の報告を終わります。

なお、本案のうち3番については水代委員に係る案件でありますので、農業委員会等に関する法律第24条第1項の規定により、水代委員に退席を願い、先に3番について審議を行います。

(水代委員退席)

これより、本案のうち3番に対する質疑に入ります。質疑お持ちの方。

11番(戸部委員) 3番の方の今までの事業内容と体験農園などを吸収して運営していく主な目的を簡単に説明してください。

吉田次長補佐 今までの個人での事業内容は、登記簿謄本を見ますと飲食店の経営、農業、農産物、加工品の販売があります。

主な目的は、長期的にやるにあたり県の補助金等を使い、総合的な考えで今回の会社への移行ということで行っていくということです。

高市議長 ほかにございますか。

2番(藤井委員) 体験農園の対象となる方は、流山市民なのかそれとも都心の住民なのでしょうか。今現在、何名ぐらい利用していて、それが成功しているから拡大していくのかそのへんを聞かせてください。

吉田次長補佐 体験農園は現在50アールの面積をもって行っています。法人経営になった場合も引き続いて行っていききたいとのことでありました。利用者につきましては、流山市民限定ではなく遠くからお越しになっている方もおります。農園の面積の拡大につきましては、農園の隣接地にキウイフ

ルーツやぶどう、ビニールハウスなどがありますので、当面はこちらの約50アールでいくものと思っております。

2番（藤井委員） 通常の農地を借りるよりは割高でしょうか。

池田局長 新川耕地にある体験農園より高いようです。新川耕地は45,000円です。それについては、農園経営が市街化区域にありますので、それを含めて計算しているものと思います。

高市議長 ほかにございますか。

（なしの声あり）

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第8号のうち3番について、原案のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手、全員であります。

よって議案第8号のうち3番については、原案のとおり決定いたしました。

水代委員の除斥を解きます。

（水代委員入室）

これより、本案のうち1番、2番に対する質疑に入ります。質疑お持ちの方。

11番（戸部委員） それぞれの売買の坪単価と2番は埋立地ですが、作物は何を植えていますか。

大塚委員長 2番は、芥子菜を植えています。

吉田次長補佐 坪単価ですが、1番は坪8,000円、2番は坪33,000円です。

高市議長 ほかにございませんか。

（なしの声あり）

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第8号のうち1番、2番について、原案のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手、全員であります。

よって議案第8号のうち1番、2番については、原案のとおり決定いたしました。

高市議長 次に、議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について（県許可）」を議題といたします。

議案の説明を求めます。



吉田次長補佐。

吉田次長補佐 議案書の3ページでございます。

議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について(県許可)

農地法第3条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成22年3月25日提出 流山市農業委員長 高市 正義

今月の県扱いの3条許可申請は、3件でございます。

始めに、1番でございますが、申請地は流山市西深井の畑、3筆、1,389㎡でございます。

議案案内図は4ページでございます。

譲受人は東京都中央区で障害者雇用コンサルタント業を営んでおりまして、法人による農業経営を行うため、農地を借入しようとするものでございます。

次に、2番でございますが、申請地は流山市西深井の畑、1筆、1,877㎡でございます。

議案案内図は4ページでございます。

譲受人は1番と同様でございますが、法人による農業経営を行うため、農地を借入しようとするものでございます。

次に、3番でございますが、申請地は流山市西深井の畑、1筆、1,242㎡でございます。

議案案内図は4ページでございます。

譲受人は1番及び2番と同様でございますが、法人による農業経営を行うため、農地を借入しようとするものでございます。

なお、1番から3番の土地につきましては、今回の権利者となっております会社の代表取締役の方が、個人名義で利用集積事業を使い耕作していた畑ですが、今回の農地法改正によって一般の法人でも借り入れができるようになったため申請されたものでございまして、議案書の11ページの報告第6号の2番から4番で利用権の合意解約がされております。

以上でございます。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。

大塚委員長。

大塚委員長 議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について(県許可)」について御報告いたします。

今月の案件は3件ありますが、権利者及び内容が同一でありますので一括して御報告させていただきます。

本案につきましても、現地調査と関係者からのヒアリングを行い審議いた

しました。

初めに申請地についてであります。申請地は西深井にある江陽台病院の東側約300メートルに位置している畑で、大根やホウレン草などが作付けされておりました。

次に、申請者についてであります。権利者は障害者の就労訓練に関するコンサルタント業務を行う会社として平成17年に設立されたものですが、2年前からは農業分野として野菜の販売を始めております。

次に、今回の申請に至った経緯と理由であります。これまでは、農業生産法人以外の法人が農地を借りることはできませんでしたが、農地法の改正によって会社による農地の借入が可能になったため、これからは、環境の向上を目的に、生ゴミなどを有効活用し有機肥料を利用した循環型農業を目指し、合わせて、障害者の働く場としての機会も作っていききたいとのことであります。

次に、今後の営農計画についてですが、野菜の栽培は有機無農薬農法で行い、農作物は少量多品目で作付けを行う計画でありました。

また、農業に従事する人は、会社の代表者のほか、常駐従事者が3名とのことでありまして、農機具についてもトラクターなどの必要な機材は確保されておりました。

次に、販売計画についてですが、収穫した野菜は、東京で販売する計画でありました。この点については、すでに販売実績があり、新宿区に新たな販売先の予定もしているとのことであります。

なお、農地の確保先として流山市を選んだ理由につきましても環境が良いことに加え、販売先の東京にも近く交通の便も良いためコストダウンが図れ、採算性の確保と安定的な経営を期待できることが、流山市の農地を選んだ理由として挙げられておりました。

次に、土地所有者との契約内容について確認いたしました。

まず、契約期間は3年ごとに更新をするもので、賃借料は10アールあたりで21,000円でありました。また、契約書の中には、「農地を適正に利用しない場合には、契約を解除する」旨の条件と、「農地を返還する際には、会社の責任において原状回復を行い返還する」旨などの条件があることを確認いたしました。

最後に、適正な耕作の履行と営農方法が有機無農薬によるものであるため、特に周辺地域の営農に支障を及ぼさないように十分な配慮をもって行い、万一、何か問題が生じた場合には、誠意をもって対応するよう申し伝えました。

以上のことをもとに審議しましたところ、本案については、農地法第3条第2項の各号に該当しないこと。また、農地法第3条第3項にある一般法人

による農地借入れの要件を満たしていることから、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 これをもって、委員長の報告を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑お持ちの方はいらっしゃいますか。

11番(戸部委員) 障害者雇用コンサル業の売上金額はどのくらいでしょうか。また現地に常住している人は3名ということですが、障害者の方でしょうか。障害者の方の給料は1か月どのくらいお支払いしていますか。さらに、無農薬有機栽培の現在あるお店はどこにどういう形で売られていますか。販売ルートはこれからどのくらいの売上をめざしていますか。

吉田次長補佐 権利者の売上高の把握はしていませんが、資本金につきましては、1,760万円となっております。また、雇用の関係ですが3名の方は、障害者ではございません。この先、順調に営農が増えましたら障害者も雇用されていくと思います。現在の3名の方は、東京から通うわけではなく1名の方は流山市にお住まいの方でした。ほかの方につきましても近隣にお住まいです。

昨年の野菜の販売額ですが、5月から12月までの期間で約200万円ということでお聞きしております。今年につきましては、1,000万円に達すればいいなとおっしゃっておいりました。収穫がたくさんできれば採算がとれるとのことでした。もし万が一売上が下がった場合ですが、本業のコンサルタント業が安定しているので補填ができるとのことでした。

11番(戸部委員) 障害者が働くところがないので、連携してやっていければよいのではと思いますがどう思われますか。

池田局長 本案の障害者雇用形態ですが、新宿区の体育館の一部を販売所として無償で借りています。そこで障害者を雇用しています。それから今年ですが農業のほうは、柏の支援学校から研修という形でこれから本格的に訓練をしていくとのことでした。

11番(戸部委員) 私も6反歩ぐらい民間の会社と千葉県養護学校の卒業生でやろうとしていまして、今度申請します。そういうことがありましたのでお聞きしました。この会社の場合、養護学校から3名ぐらい雇い、将来30名ぐらいに増やしていくようです。柏の養護学校もよいですが流山市の方の配慮もされることを要望します。

高市議長 ほかにございますか。

(なしの声あり)

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第9号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について（恒久転用）」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

吉田次長補佐。

吉田次長補佐 議案書の5ページでございます。

議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について（恒久転用）

農地法第5条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成22年3月25日提出 流山市農業委員会長 高市 正義

今月の5条許可申請は、恒久転用によるものが1件でございます。

議案案内図は5ページと6ページでございます。

権利者は、市内にある宗教法人でございます。

申請地は流山市上貝塚の畑、1筆、978㎡でございまして、農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団性の区域内にある農地であることから第2種農地と判断いたしました。

転用目的は、駐車場用地とするものでございます。

なお、今回の駐車場面積につきましては、今回の申請面積978㎡のほか、申請地に隣接する地目、宅地33㎡を合わせまして、駐車場の全体計画面積は1,011㎡でございます。

以上でございます。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。

大塚委員長。

大塚委員長 議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」御報告いたします。

本案については、現地調査と申請関係者からのヒアリングを行っております。

最初に、申請者ですが、権利者は流山市にあるお寺であります。

現在、このお寺の檀家は約850軒ありまして、東京都内にも約120軒ほどの檀家がいるそうですが、年間約250回ほどの法事や、お盆、お彼岸、また、施餓鬼などに多くの参拝者が訪れるとのことでもあります。

この参拝者のほとんどの方は公共の交通手段がないため、自家用車やバスで来ているそうですが、現在は既存の駐車場が27台分しかないため参拝者に不便をかけており、檀家の方からも駐車場の要望が寄せられているとのことでした。

このため、お寺にも近く、高齢者にも不便をかけない今回の申請地に25台分の駐車場を作りたいというものでありました。

次に、駐車場の整備計画についてですが、周囲にはコンクリートブロックの設置と植栽を行うほか、車止めも設置し安全対策を図っていききたいとのことでもあります。

また、地盤については浸水性舗装によって、雨水は自然浸透で処理をするほか、隣接地からは1.5メートル離し、隣接地への被害の防止を行うとのことでした。

次に、資金計画についてですが、所要資金は、土地購入費を含め3,758万円で、これを全額自己資金で賄う計画でありました。

最後に、他法令についての該当はありませんでした。

以上、関係者からのヒアリングや現地調査、また、これらのことをもとに、農地法第5条の許可基準となっている、「立地基準」や実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどについて審査する「一般基準」また、申請面積は妥当かなどの「転用目的別の基準」などから審査を行ったところ、本案につきましては、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 これをもって、委員長の報告を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方いらっしゃいますか。

11番(戸部委員) 一つはですね、宗教法人となっていると思うんですけども、法人の金額はどのくらいか。先ほど檀家が850軒で法事が250回ほどということですので、金額はどのくらいか。それから、所要金額が3,758万円ということですが、土地の坪単価の販売価格はいくらでしょうか。吉田次長補佐 まず、土地代金でございますが、坪単価にいたしますと約100,000円でございます。それから、宗教法人ですので一般の会社のように資本金というものがございません。

2番（藤井委員） 駐車場25台分を増やすとのことですが、墓地を拡大する計画はありますか。

吉田次長補佐 今回の申請につきましては、墓地を拡大する予定はございません。現在の参拝者等が来るための駐車場が、他にバス・電車等の機関がなく車でお越しになるため、駐車場が不足しているためです。また、現在駐車場が不足するときは、お寺の西側に遊戯施設があるのですが、そこを利用している状況でございます。

高市議長 ほかにございますか。

（なしの声あり）

高市議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第10号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第11号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

吉田次長補佐 議案書の6ページでございます。

議案第11号 農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による諮問が次のとおりあったので、意見を求める。

平成22年3月25日提出 流山市農業委員会長 高市 正義

今月の農用地利用集積は、新規によるものが3件、更新によるものが2件で、ございます。

始めに、新規によるものでございます。

まず、1番でございますが、流山市平方の田、1筆、1,031㎡でございます。

議案案内図は7ページでございます。

次に、2番でございますが、流山市野々下2丁目の畑、1筆、1,500㎡でございます。

議案案内図は8ページでございます。

次に、3番でございますが、流山市名都借の畑、1筆、1,434㎡でございます。

議案案内図は9ページでございます。

この土地につきましては、相続税の納税猶予の適用を受けている農地でございますが、農地法の改正によって、利用集積事業を使い貸付を行う場合は、打ち切りにならず、引き続き猶予を受けられるようになったものでございます。

なお、これによって、猶予期間は終生営農となるものでございます。

次に、議案書の7ページをご覧ください。

更新によるものでございまして、

4番でございますが、流山市下花輪の田、1筆、1,031㎡でございます。

議案案内図は10ページでございます。

次に、5番でございますが、流山市名都借の畑、5筆、2,275㎡でございます。

議案案内図は11ページでございます。

次に、議案書の8ページをご覧いただきたいと思っております。

こちらは、今年度の利用集積事業の累計表となっております。また、お手元には資料として各委員別の利用集積事業実績表を配布させていただいていただきました。

委員の皆様におかれましては、引き続き、新規の掘り起こし並びに更新に御尽力をいただけますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案について、担当委員長から審議結果について報告を求めます。

大塚委員長。

大塚委員長 議案第11号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

最初に1番であります。本件については、3年間の利用権を新たに設定しようとするものであります。

次に、権利者の職業は農業で年齢は63歳でありました。また、営農状況については、耕作面積が約1.1ヘクタールで、農業従事者は権利者を含め2名であります。

次に、現地の状況ですが、対象農地は水田で耕起が行われております。

続きまして、2番であります。本件についても、3年間の利用権を新たに設定しようとするものであります。

次に、権利者の職業は農業で年齢は36歳でありました。また、営農状況については、耕作面積が約1ヘクタールで、農業従事者は権利者を含め5名

であります。

次に、現地の状況ですが、対象農地は畑で更地の状況であります。

続きまして、3番であります。本件については、6年間の利用権を新たに設定しようとするものであります。

次に、権利者の職業は農業で年齢は66歳でありました。また、営農状況については、耕作面積が約1.2ヘクタールで、農業従事者は権利者を含め4名であります。

次に、現地の状況ですが、対象農地は畑でカブなどの作付けが行われております。

続きまして、4番であります。本件については、6年間の利用権を引き続き更新しようとするものであります。

次に、権利者の職業は農業で年齢は75歳でありました。また、営農状況については、耕作面積が約2ヘクタールで、農業従事者は権利者を含め2名であります。

次に、現地の状況ですが、対象農地は水田で耕起が行われております。

最後に、5番であります。本件については、3年間の利用権を引き続き更新しようとするものであります。

次に、権利者の状況につきましては、先ほどの2番と同じ方です。

次に、現地の状況ですが、対象農地は畑でネギやホウレン草の作付けが行われております。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

以上でございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 これをもって、委員長の報告を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方いらっしゃいますか。

13番(石井委員) 質疑ではないんですが、この件に関連して今度所得補償が決まりましたよね。その状況について知っている範囲で教えてもらいたい。また、それによって、農地利用集積がもっと促進化されるのではないかと思いますので、分かっている範囲で結構ですからお教え願いたいと思います。

高市議長 はい、局長。



池田局長 所得補償は、新しい政権に変わりましたので所得補償が決まったよう  
ですけれども、米をモデル事業といたしまして、米の生産農家に対して実施し  
ていく。その内容ですが条件といたしましては、共済に加入していることと  
もう1点は一般に販売をすることの証明ができる米であること、2反以上の  
米を作付けしている農家になると思います。補償額は1反当たり15,000  
円でございます。それについて本市では米の需給調整ということで、県から  
指示の面積がございます。その面積について市として調整をさせていただい  
て、その範囲内で米を生産していただく、その部分で1反当たり15,000  
円の助成が入るという形でございます。

また、詳しくは米の生産をされている農家の方々に御案内をさせていただ  
きますけれども、今のところはそういうことであると聞いております。

13番(石井委員) はい、ありがとうございました。

高市議長 よろしいですか。

13番(石井委員) はい。

高市議長 ほかにございますか。

(なしの声あり)

高市議長これより採決を行います。

議案第11号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお  
願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり決定いたしました。

ありがとうございました。

高市議長 次に、議案第12号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地  
の証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

吉田次長補佐。

吉田次長補佐 議案書の9ページでございます。

議案第12号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願につい  
て

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願を次のとおりとする。

平成22年3月25日提出 流山市農業委員会長 高市 正義

今月の証明願は、1件でございます。

証明願地は流山市駒木台の登記簿地目が畑、現況地目は宅地、1筆、46  
3㎡でございます。

議案案内図は12ページと13ページでございます。

土地の地目変更登記申請をするため、証明願いがあったものでございます。  
以上でございます。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。

大塚委員長。

大塚委員長 議案第12号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願いについて」御報告いたします。

本案につきましても、審議に先立ちまして現地調査を行っております。

始めに申請地の状況であります。議案案内図にもありますとおり、現地は、申請者の住居が建てられている宅地の南側に隣接している土地でありました。

この申請地の東側には大正時代の末期頃に作られたという物置が建てられておりました。

また、西側部分は道路に沿って生垣が設けられ、宅地とともに庭の一部として一体的に利用されておりました。

また、今回の申請書の提出にあたっては、「昭和42年に撮影された航空写真」と「固定資産税の課税が宅地課税となっている証明書」も添付されておりました。

以上のことをもとに審議しましたところ、今から20年以上は宅地として使用していたことが確認できるため、本案については、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

以上でございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 これをもって委員長の報告を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第12号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり決定いたしました。

ありがとうございました。

次に、議案第13号「地目変更登記申請に係る登記官からの照会について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

吉田次長補佐。

吉田次長補佐 議案書の10ページでございます。

議案第13号 地目変更登記申請に係る登記官からの照会について

地目変更登記申請に係る登記官からの照会が次のとおりあったので、意見を求める。

平成22年3月25日提出 流山市農業委員長 高市 正義

照会のありました土地は、流山市西深井の登記簿地目が畑、登記申請地目は宅地でございます、1筆、181㎡でございます。

議案案内図は14ページでございます。

本件につきましては、土地所有者から法務局に地目変更登記申請が提出されたことから、平成22年2月24日付けをもって、千葉地方法局松戸支局登記官から、この土地の地目認定について照会があったものでございます。

以上でございます。

高市議長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案について、担当委員長から現地調査及び審議結果について報告を求めます。

大塚委員長。

大塚委員長 議案第13号「地目変更登記申請に係る登記官からの照会について」御報告いたします

本案につきましても、審議に先立ちまして現地調査を行っております。

始めに申請地の状況であります、申請地は西深井にあります「特別養護老人ホームリバーパレス流山」の南東、約200メートルにあります、現地は申請者の住居が建てられている宅地の南側に隣接している土地でありました。

現地を確認しましたところ、周囲は生垣で囲まれ、また、敷地には一面に芝生が張られておりました。

現況としては、周囲の農地とは明確に区分されておりまして、庭の一部として住居が建てられている宅地と一体的に利用されておりました。

このことから、登記官から照会がありました一点目の「現況地目の確認」については、『非農地として回答』することで意見が一致いたしました。

また、申請地の農地法による農地区分は、公共投資の対象となっていない小集団の区域内にある農地にあるため、第2種農地に該当すると判断いたしました。

このため、二点目の「原状回復命令の有無」については、『原状回復命令は行わないとして回答』することで意見が一致いたしました。

以上で議案第13号についての御報告を終わります。

よろしく御審議をお願いいたします。

高市議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第13号について、委員長報告のとおり、現況地目は非農地、また、原状回復命令は行わない旨回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第13号はその旨回答することに決定いたしました。

ありがとうございます。

高市議長 次に、報告第6号「合意解約の通知について」報告を求めます。

吉田次長補佐。

吉田次長補佐 議案書の11ページでございます。

報告第6号 合意解約の通知について

農地法第18条第6項の規定により、次のとおり通知があったので報告する。

平成22年3月25日報告 流山市農業委員会長 高市 正義

始めに1番でございますが、平成22年2月13日付けで合意解約したため通知があったものでございます。

次に2番から4番につきましては、議案第9号で御審議いただいたところでございますが、平成22年2月28日付けで合意解約したため通知があったものでございます。

以上でございます。

高市議長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 次に、報告第7号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」報告を求めます。

吉田次長補佐。

吉田次長補佐 それでは議案書の13ページでございます。

報告第7号 生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について  
生産緑地法第13条の規定による農業従事者への斡旋依頼が次のとおりあったので報告する。

平成22年3月25日報告 流山市農業委員長 高市 正義

斡旋依頼がありました土地は流山市東深井の畑、992平方メートルでございます。

なお、平成22年5月8日を経過いたしますと、生産緑地の行為の制限が解除されることとなります。

議案案内図は15ページでございます。

以上でございます。

高市議長 ただいま報告がありました。御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 次に、報告第8号「農地法第5条許可に伴う工事の進捗状況について」報告を求めます。

吉田次長補佐。

吉田次長補佐 それでは議案書の14ページでございます。

報告第8号 農地法第5条許可に伴う工事の進捗状況について

農地法第5条の規定により許可を受けた土地の工事進捗状況について、次のとおり報告書の提出があったので報告する。

平成22年3月25日報告 流山市農業委員長 高市 正義

本件につきましては、農地造成を行うため平成21年10月16日付けをもって、一時転用の許可を受けたものでございます。

このうち、転用期間につきましては平成22年2月20日まででしたが、天候不順などによりまして工事完了が遅れたため、工事完了予定日を平成22年3月20日に延長したい旨の報告があったものでございます。

その他の事項についての変更はございません。

なお、その後、工事が進みまして、平成22年3月19日に工事が完了した旨の報告書が3月23日付けで提出されております。

以上でございます。

高市議長 ただいま報告がありました。御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、次に進みます。

高市議長 次に、報告第9号「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について」報告を求めます。

吉田次長補佐。

吉田次長補佐 それでは議案書の15ページでございます。

報告第9号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について

農地法施行規則第7条第16号の規定により、次のとおり事業計画書の提出があったので報告する。

平成22年3月25日報告 流山市農業委員会長 高市 正義

転用目的は無線基地局の設置を行うものでございます。

本件につきましては、農地の転用制限の例外規定に該当するため許可申請書の提出が不要となるものでございますが、これに代わりまして事業計画書の提出があったものでございます。

議案案内図は16ページでございます。

以上でございます。

高市議長 ただいま報告がありました。御質問、御意見がございましたら承ります。

2番(藤井委員) こういった携帯電話等の基地局というのは結構電波があるので、電磁波の障害等もあって、近隣の方たちに対しても問題があったりするものもあると思うんですけども、近隣に対しての説明とか近隣の許可とか必要なくて、行政が決めるだけで済んでしまう実情なんですか。今、社会的にも電磁波の問題が大きくクローズアップされていて、身体に対する影響が高かったり、人によっては電磁波に対するアレルギーを持っている方もいるようなんですね。

池田局長 電波塔などによる公害的な部分についての被害につきましては、現在のところ、そういう規制は許可さえ得られれば可能になっているということですが、事業者としては不安のある方に対しては説明はされていると思います。

12番(秋間委員) これはどの程度の大きさなんですか。

吉田次長補佐 規模でございますけれども、15メートルの高さがあるそうでございます。こちらにアンテナ、電源設備、無線装置の機材が設置されるものでございます。

高市議長 ほかにございませんか。

(なしの声あり)

高市議長特にないようですので、次に進みます。

高市議長 次に、報告第10号「専決処理の報告について」報告を求めます。

吉田次長補佐。

吉田次長補佐 それでは議案書の16ページでございます。

報告第10号 専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規定第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成22年3月25日報告 流山市農業委員長 高市 正義

最初に、1番、農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。

これは先月の2月分でございます、全部で5件の届出がございました。

いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、転用目的別の内訳といたしましては、住宅用地が3件、店舗が2件ございました。

以上、5件、5筆、2,295㎡、地目別の内訳といたしましては、田、2筆、1,523㎡、畑、3筆、772㎡ございました。

次に議案書の17ページでございます。

2番、農地法第5条第1項第6号の規定による届出でございますが、こちら2月分でございます、全部で10件の届出がございました。

内容につきましてはいずれも記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、移転の原因別では、売買が9件、賃貸借が1件ございました。

転用目的別では、住宅用地が7件、店舗が1件、駐車場が1件、資材置場が1件ございました。

以上、10件、13筆、4,467㎡、内訳は田が5筆1,362㎡、畑が8筆、3,105㎡でございます。

以上でございます。

高市議長 ただいま報告がありました、御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

高市議長 特にないようですので、以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成22年第3会流山市農業委員会総会を終了いたします。慎重審議をいただきありがとうございました。

閉会 午後2時56分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成22年3月25日

議長 流山市農業委員会長 高市 正義

流山市農業委員 石井 勇

流山市農業委員 大塚 侃